

関西創生有識者会議設置要領

(設置目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条第1項の規定に基づき、「関西創生戦略」を策定するにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、関西広域連合協議会規則第3条第3項の規定に基づく専門部会として、関西創生有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 「関西人口ビジョン」及び「関西創生戦略」の策定等に関すること。
- (2) 「関西創生戦略」の推進及び進捗状況の検証に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、関西広域連合長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 会議に、座長を置く。

2 座長は、会議に属する委員のうちから、関西広域連合長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、本部事務局計画課において行う。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、関西広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年3月3日から施行する。